ミャンマーの投資制度-外資に関する規制(1/5)

ミャンマーでは、次のA. 及びB. に掲げる事業は、投資が禁止又は制限された事業や特別な許認可を必要とする事業であるため、当該事業を実施する際には注意が必要である。加えて、2002年から外国企業が「商業(Trading;貿易業を含む卸売業、小売業)」として企業登記することが凍結されているため、現状、ミャンマー現地企業16のみ貿易業としての登記が可能である。但し、委託加工業者(Cutting, Making and Packing Company: CMP Company17)および製造業者の場合は、外国企業であっても、原材料、加工品等の輸出入は可能である(サービス業の場合も、所管官庁の許可が必要になるが、サービスに付随する材料、スペアーパーツなどを輸入することは可能である)。前述の「商業」はいわゆる農水産品等の物品貿易取引を対象としたものである。

ミャンマーの投資制度-外資に関する規制(2/5)

- A. <u>国営企業法に基づき民間参入が制限される分野</u>:下記12分野の事業は国営企業法に基づき原則として民間企業の参入は認められない。しかし、政府により認められた場合には、民間企業であっても参入し得る。
- a. チーク材の伐採とその販売・輸出
- b. 家庭消費用薪材を除くすべての植林および森林管理
- c. 石油・天然ガスの採掘・販売
- d. 真珠・ひすいその他宝石の採掘・輸出
- e. 魚・海老の養殖
- f. 郵便・通信事業
- g. 航空・鉄道事業
- h. 銀行・保険事業
- i. ラジオ・テレビ放送事業
- i. 金属の採掘・精錬と輸出
- k. 発電事業
- 1. 治安・国防上必要な産品の生産

ミャンマーの投資制度-外資に関する規制(3/5)

B. <u>外国投資法に基づき制限が課されている分野</u>:外資法規則(外資法施行細則7条ないし10条)において、ミャンマー国民のみが従事できる25分野が規定されている。なお、本事業に関連する分野としては、救急サービスが挙げられる。

製造業

- a. 森林の保全
- b. 伝統薬の製造
- c. 深さ1,000 フィートまでの浅い油井の掘削
- d. 中小規模の鉱物生産
- e. 原産の(伝統的な)薬草の栽培
- f. 半製品、金属スクラップの卸売り
- g. 伝統食品の製造
- h. 宗教上の品目の製造
- i. 伝統的な栽培品目の生産
- j. 手工芸品の製造

ミャンマーの投資制度-外資に関する規制(4/5)

サービス業

- k. 専門医による伝統的な民間の病院
- 1. 伝統薬の原材料取引
- m. 伝統薬の研究分析事業
- n. 救急サービス
- o. 高齢者医療センターの設立
- p. 鉄道客室レストラン、貨物運送委託業務、鉄道車両客室清掃業務、鉄道車両客室管理業務
- q. 代理業務
- r. 10 メガワット未満の発電
- s. ミャンマー語を含む民族言語による定期刊行物の出版・刊行

小額の投資金額で国民が行うことのできる農業および短期的/長期的栽培

- t. 小額資本を必要とする農業
- u. 近代機械設備を用いた農作物の脱穀および洗浄を行わない、伝統的な栽培事業

ミャンマーの投資制度-外資に関する規制(5/5)

国民のみが行うことのできるミャンマー沿岸漁業

- x. ミャンマー領海内における塩水魚、エビ、およびその他の海洋哺乳類の沖合漁業
- y. 湖、池、海岸沿いにおける漁業

また、MIC 通知においては、外国投資が禁止される21 分野(電力の売買、航空業務等)、ミャンマー会社との合弁による外国投資のみが認められる42 分野(多くの分野の製造業、建設業、観光業等)、一定の条件に基づいてのみ外国投資が認められる176 分野の詳細なリストが規定されている。投資が禁止または制限される業種のみを列挙するネガティブリスト方式が採られていることから、これらの合計264 分野以外の分野においては、外国投資法上の制限はないと解される(実態としてはリストになくても、実質的に制限を受ける分野もあるので、投資窓口・所管官庁と相談する必要がある)。

C. 特別法に基づき所管官庁の許認可を要する分野:ホテル業、観光業、金融業は、特別法に基づき、所管官庁の許認可を要する。